

事 務 連 絡
令 和 5 年 3 月 8 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

令和5年6月改版後のデータ標準レイアウトにおける特定個人情報番号84に係るコード名称の変更について

日頃より、予防接種行政の適正な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供に用いるデータ標準レイアウトについては、令和5年6月のデータ標準レイアウトの改版（以下「令和5年6月改版」という。）に向け、各自治体においてシステム改修等御対応いただいているところです。

今般「定期の予防接種等に相当する予防接種に関する記録の作成等について」（令和4年12月9日付け事務連絡）において、お示ししたとおり、

- ・ 海外在留邦人等に対する新型コロナワクチン接種事業による予防接種
- ・ 防衛省が雇用し在日米軍基地に勤務する従業員に在日米軍が行う予防接種
- ・ 製薬企業等が行う治験等

については、予防接種法（昭和23年法律第68号）第9条の3に規定する定期の予防接種等に相当する予防接種（以下「枠外接種」という。）として各市区町村の記録保存の対象となったところです。これに伴い、新型コロナワクチンとして令和4年6月20日に薬事承認を受けたヤンセンファーマ社の「ジェコビデン筋注」は各市区町村が実施する予防接種法に基づく接種では使用されないものの、枠外接種で使用され得ることから記録保存の対象となっています。

また、昨日開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）においては、5歳以上11歳以下の者用のファイザー社のオミクロン株（BA.4-5）対応の2価ワクチンを予防接種法上の特例臨時接種に位置づけることが了承され、本日から接種が可能となっています。

これに伴い、現在各自治体においてシステム改修等に御対応いただいている令和5年6月改版後のデータ標準レイアウト中、特定個人情報番号84の項番「126」「129」「132」「135」「138」のワクチン名において、コード値「11」はコ

ード名称「新型コロナウイルスワクチン(ヤンセンファーマ社)」、コード値「12」はコード名称「新型コロナウイルスワクチン(ファイザー社(オミクロン株対応2価ワクチン、BA. 4-5対応型、5-11歳用))」を指すこととしますので、お知らせします。

各自治体におかれましては、これを御了知いただき、副本登録等、必要な御対応をお願いします。

なお、マイナポータルにおける表示については、コード値「11」で登録された情報が「新型コロナウイルスワクチン(ヤンセンファーマ社)」と、コード値「12」で登録された情報が「新型コロナウイルスワクチン(ファイザー社(オミクロン株対応2価ワクチン、BA. 4-5対応型、5-11歳用))」と表示されるよう、令和5年6月までに、マイナポータル上のシステム対応を行うことを申し添えます。